

市立札幌清田高等学校いじめ防止基本方針

1 基本方針の策定

いじめの問題への対応は、社会における最重要課題の一つである。「いじめ防止対策推進法」並びに「子どもの権利条例」「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本校の実情に応じた基本方針を策定し、それに基づき学校の組織を中核として、いじめの防止等の対策を推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等を使用して、インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 学校の方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。生徒等の尊厳を保持するために、いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処に、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携の下、取り組む。

5 基本的な考え方

- ・異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体、クラス全体に醸成する。
- ・学校教育活動全体を通じていじめ防止推進等に計画的に取り組む。
- ・生徒面談等により生徒理解の深化に努める。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談によりいじめの早期発見に努める。
- ・いじめの問題について教職員間で情報を共有し共通理解を図る。
- ・いじめ問題に対する生徒の自主的活動を推進する。
- ・関係機関と連携を密にし、情報交換に努める。

6 重点的な取組

1) いじめの未然防止

教育活動全般を通じて、互いの個性や人格を認め合い尊重する人間性・社会性を養う。

- ・授業はじめ「ビブリオバトル」「ディベート」等の言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力を伸長
- ・「カタリバ」の実施により、自己肯定感を高め、他人を尊重する態度を養う<今年度の重点取組>
- ・生徒会活動等を通して規範意識、帰属意識を高め、「いじめは絶対に許さない」という意識を徹底
- ・スクールカウンセラーによる講演会の実施（各学年）
- ・Hyper Q-U、Q-Uの実施による生徒理解
- ・ネット社会における情報モラル教育の実施
- ・「相談連絡会」による幅広い情報の収集と共有

2) いじめの早期発見

定期的・日常的な生徒観察を励行し、細かな変化を見逃さず、情報を共有して迅速に対応。

- ・個人面談（保護者面談）、教育相談、スクールカウンセリング
- ・本校独自の「いじめに関する意識調査」の実施（8月）
- ・「相談連絡会」による個別事案に対する検討
- ・Hyper Q-U、Q-Uの活用
- ・ネットパトロールの活用

3) いじめへの対処

些細なことでもその場で必ず指導し、「相談連絡会」で取り上げ、当該学年に報告し、「いじめ防止対策委員会」（「拡大相談連絡会」）を中核として、迅速かつ組織的に対応する。

- ・「報告、連絡、相談」の徹底
- ・家庭（保護者）、地域、関係機関との連携
- ・「いじめ防止対策委員会」による個別事案に対する対応
- ・本人からの訴えの場合もいじめと判断し対応
- ・再発防止への方策を確定

7 対策組織

- 1) 「いじめ」対策のため「いじめ防止対策委員会」（「拡大相談連絡会」）を設置する。
- 2) 委員構成は、校長・教頭・生徒指導部長・総務部長・教務情報副部長・学年年次主任・学年年次副主任・当該生徒の担任又は顧問・養護教諭・スクールカウンセラーその他関係者。
- 3) 「学校いじめ防止基本方針」に則った取組を主管し、いじめ事案対応の中核を担う。

8 いじめ事案発生時の対応

- 0) 日常の取組（いじめの未然防止）
- 1) 事実確認(学年、生徒指導部中心に全校で連携)
- 2) いじめを受けた生徒のケア（スクールカウンセラーと連携）、保護者への支援（家庭訪問）
- 3) いじめを行った生徒への指導（生徒指導部と連携）、保護者への助言（家庭訪問）
- 4) 教育委員会への報告（管理職）
- 5) 場合により、警察署等関係機関に相談・報告
- 6) 経過観察・事後指導
- 7) 重大事態の場合は、教育委員会の指示に従う
- 8) 対応に関して時系列で記録（教頭、生徒指導部）

9 重大事態への対応

「重大事態」とは、以下の通りである。（国の「いじめの防止等のための基本的な指針」より）

- 1) 生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、次のようなケースが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 2) いじめにより生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
- 3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

学校は、いじめの重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するため、速やかに適切な方法で事実関係を調査し、適切な指導を行うため、関係機関（教育委員会・議会・市長・警察等を含む）と連携する。また、学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

10 方針の点検・評価

- 1) 「学校評価アンケート」（生徒・保護者）への位置付け
- 2) 学校評議員への諮問
- 3) P T Aへの説明と意見集約
- 4) 「三者会」（生徒、保護者、教職員、学校評議員で組織）での意見集約
- 5) 学校評価書への位置付け
- 6) 中間・年度末反省への位置付け

11 附則

- 1) この「学校いじめ防止基本方針」は、平成27年8月31日から施行する。
- 2) この「学校いじめ防止基本方針」の内容等に改正が必要な場合は、いじめ防止対策委員会で原案を作成し、職員会議で審議し決定する。

